

令和6年8月2日

**令和6年7月25日から的大雨による被害に係る  
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付**

総務省は、令和6年7月25日から的大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

**1 対象団体 3団体(2町1村)**

秋田県 上小阿仁村  
山形県 舟形町、三川町

**2 繰上げ交付額**

秋田県	上小阿仁村	120百万円		
山形県	舟形町	167百万円	三川町	129百万円
<u>合計</u>				<u>416百万円</u>

**3 日程**

令和6年8月2日(金) 交付決定

令和6年8月5日(月) 現金交付

**<参考>**

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 9月定例交付額の30%を交付

自治財政局財政課 畑中、藤原、神野  
TEL 03-5253-5111(代表)  
TEL 03-5253-5612(直通)

(参考)

令和6年7月25日からの大雨による被害に係る  
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別)

(単位:百万円)

<秋田県>

団体名	繰上げ交付額
横手市	1,437
由利本荘市	1,274
にかほ市	381
<u>上小阿仁村</u>	<u>120</u>

<山形県>

団体名	繰上げ交付額
鶴岡市	1,611
酒田市	970
新庄市	342
寒河江市	333
村山市	340
尾花沢市	347
<u>舟形町</u>	<u>167</u>
大蔵村	141
鮭川村	150
戸沢村	175
庄内町	362
<u>三川町</u>	<u>129</u>
遊佐町	253

(9市4町4村)

交付総額	<u>8,532</u>
------	--------------

※8月1日(木)繰上げ交付分:

14団体(9市2町3村) 8,116百万円

秋田県3団体(3市)

山形県11団体(6市2町3村)

※8月5日(月)繰上げ交付分:

3団体(2町1村) 416百万円

秋田県1団体(1村)

山形県2団体(2町)